

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性を向上させ、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。また、株主を含めた全てのステークホルダーからの信頼に応えられる企業であるため、適切な情報開示を行うなどの施策を講じ、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営課題として位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

< 補充原則1 - 2 - 4 議決権電子行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳等 >

現時点において、議決権電子行使プラットフォームの利用及び株主総会の招集通知の英訳は実施していませんが、将来における株主構成の変化や費用対効果等を鑑み、積極的に対応を検討します。

< 原則3 - 1 情報開示の充実 >

当社は、() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画については、年次の経営計画を株主総会で説明しておりますほか、中長期的な経営戦略等につきましてもIR活動等を通じ、これらに関する継続的な説明を行っております。() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続、および() 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、中長期的な課題として開示を検討します。

< 補充原則3 - 1 - 2 英語での情報の開示・提供 >

当社株主における株主構成に係る海外投資家の比率状況の変化等を勘案しつつ、株主総会招集通知を含めた英語での情報提供・開示について、引き続き対応を検討します。

< 補充原則4 - 1 - 2 中期経営計画の策定・公表 >

当社は、株主・投資家の皆様に当社の中長期的な経営戦略や財務状況等を正しく理解していただくための情報開示のあり方としては、IR活動等を通じ中長期的な経営戦略等に関する継続的な説明を行っております。

さらに、単年度の経営計画と実績の差異について、取締役会において原因分析と評価を行い、その結果を翌年度の経営計画に反映するとともに、IR活動等を通じて株主総会その他の機会において株主・投資家の皆様に説明することとしています。

< 補充原則4 - 1 - 3 後継者の計画 >

当社は、現時点において、特に最高経営責任者等の後継者の計画といった形で後継者計画を策定しておりませんが、次世代の最高経営責任者育成のための計画的な取組の重要性については十分に認識しておりますので、今後の中長期的な課題として対応を検討します。

< 補充原則4 - 2 - 1 業績連動報酬、株式報酬等の適切な割合 >

当社では、これまで、上場前及び上場後においても新興企業として急速な事業規模と業績の拡大を背景に、単年度の経営計画の立案とその達成に重点を置く傾向があったため、中長期的な業績と連動する報酬制度や自社株報酬制度等については導入していませんでしたが、今後は、本則市場に上場する企業として、より安定的かつ持続的な成長に向け、中長期のインセンティブを含む新たな制度についても検討を進めていくこととし、今後の中長期的な課題として、必要に応じて対応を検討してまいります。

< 原則4 - 8 独立社外取締役2名以上の選任 >

当社は、現時点において独立社外取締役を1名選任しております。今後も、当社の独立社外取締役として迎えるに相応しい人材をお迎えできることとなった際にはさらに追加の選任を行うこととしたいと考えております。

< 補充原則4 - 8 - 1 独立社外取締役のみの定期的な会合 >

当社は、中長期的な課題として、独立社外取締役を2名選任次第、独立社外取締役のみのミーティングを開催します。

< 補充原則4 - 8 - 2 筆頭独立社外取締役の決定 >

当社は、現時点において独立社外取締役を1名選任しておりますが、今後、長中期的な課題として、独立社外取締役を2名選任次第、当該独立社外取締役を中心として、経営陣との連絡・調整や監査役会との連携に係る体制を整備します。

< 補充原則4 - 10 - 1 指名・報酬等に関する独立社外取締役で構成する助言機関等 >

当社は、現時点において独立社外取締役を1名選任しておりますが、今後、中長期的な課題として、必要に応じて、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得る体制の整備を検討します。

< 補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の時間・労力の配分 >

当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けておりますが、中長期的な課題として、内部監査との連携強化、三様監査の充実などの措置に取組むなど、監査役による監査体制の更なる強化に向けた体制整備を検討します。

< 補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要の開示 >

当社は、取締役会の実効性についての分析・評価及び開示を行っていませんが、今後中長期的な課題として、対応を検討します。

<原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表>

当社は、現在株主総会で年次の経営計画について説明していますが、より投資家の皆様に対する情報開示を充実させるべく、今後は、資本政策の方針や資本効率の目標値の設定・公表などを行って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原則1 - 4 株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針>

当社は、政策保有株式を保有しない方針としています。

<原則1 - 7 関連当事者間の取引の手続の枠組み>

当社は、関連当事者間取引の手続の枠組みを以下の通りとしています。

取締役は、自らに関して利益相反に係る問題（潜在的なものを含む）が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会および監査役会の承認を得なければならない。

当社は、関連当事者との取引を含むすべての取引について、その内容および条件を公正かつ適正な手続きにより決定する。特に関連当事者取引については、取引条件の妥当性を確認するとともに、関連当事者取引によって当社および株主の共同利益が害される事態を防止することとする。

<原則3 - 1 情報開示の充実>

() 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念や経営戦略、経営計画を策定していませんが、年次の経営計画について株主総会で説明しています。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を策定していませんが、中長期的な課題として検討します。

() 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続を策定していませんが、中長期的な課題として検討します。

() 取締役候補の個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の指名に当たっては、株主総会招集通知において、個々の略歴、指名理由を記載し説明しています。

<補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲>

当社は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役会で審議する事項を明確にしています。それ以外の項目については、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従い、経営各階層に権限を委譲しています。

<原則4 - 8 1/3以上の独立社外取締役の選任が必要と考える場合の取組方針>

当社は、まずは、独立社外取締役の複数選任を実現することを念頭に必要人材の獲得を進めたいと考えておりますが、1/3以上の独立社外取締役の選任については、取組方針を策定していません。

<原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準>

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所の独立性基準に準拠しています。

<補充原則4 - 11 - 1 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方>

当社は、社内取締役の選任に当たっては、独自の基準および選定方法に基づき、社内から事業および経営管理に関する高度な専門的な知識および技量を有する人材を選定しています。社外取締役の選任に当たっては、各分野における高い専門性および豊富な経験を有する人材を選任することにより、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、そして多様性のとれた構成を実現しています。

<補充原則4 - 11 - 2 取締役の兼任状況>

当社の取締役（社内取締役）が、当社以外の上場会社の役員を兼任することについては、取締役会が当該会社の発展に寄与し、かつ当社にとって有益であると判断した場合に限り認めることとしており、取締役が当社の業務に専念できる体制を整備しています。

また、社外取締役についても、当社の業務執行に係る助言および監督者としてふさわしい時間と労力を割いていただける態勢を確保できることを選任の方針といたしております。

なお、社外取締役を含む取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知の参考書類、事業報告、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書において毎年開示を行っています。

<補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要の開示>

当社は、取締役会の実効性についての分析・評価及び開示を行っていませんが、今後中長期的な課題として、対応を検討します。

<補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役へのトレーニングの方針>

当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングとして、毎年、ガバナンスやコンプライアンス等を中心とした研修を開催する方針としています。

<原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針>

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みの方針を、以下の通りとしています。

基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主・投資家との間で継続的かつ建設的な対話を実施し、当社について適切に理解していただくことが重要であると考えています。その実現のため、代表取締役社長を中心としたIR体制を構築し、株主・投資家との対話の場を積極的に設けています。また、株主・投資家との対話に当たっては、経営トップが自らの言葉で説明を行い、質疑応答に対しても経営トップ自らが回答することを基本方針としています。

株主との対話を統括する取締役の指定および対話を補助する社内部門の有機的な連携のための方策

代表取締役社長は、株主・投資家との継続的かつ建設的な対話を統括する取締役として、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主との間で、コーポレート・ガバナンスおよび重要な経営上の方針について随時議論します。

また、経営管理室にIR担当を置き、必要な情報が集約されるようにするとともに、日常的に関係部門との連携を図っています。

個別面談以外の対話の手段

アナリストに対しては、決算説明会を半期毎に開催し、経営トップ自らが説明を行い、質疑応答に対しても経営トップ自らが回答することを基本方

針としています。また、決算説明会で配布した資料は、当社ホームページに掲載し、株主・一般投資家に対する情報提供を行っています。

対話において把握された株主の意見・懸念のフィードバックのための方策

代表取締役社長およびIR担当は、株主・投資家との対話を通じて把握された意見・懸念を、定期的に取り締役会に対し共有しています。

対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家との対話の際には、情報の管理を適切に行い、インサイダー情報を伝達しないよう配慮しています。

株主構造の把握

株主構造は、株主名簿管理人の情報等に基づき、定期的に把握しています。なお、株主名簿に記載または記録されていない実質株主の把握については、それにかかる費用とその把握による効果等を鑑み、今後の課題とします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤 類	1,394,700	22.82
大和田 豊	391,100	6.40
浅原 慎之輔	242,600	3.96
小川 雄介	180,000	2.94
株式会社SBI証券	161,800	2.64
永井 崇久	133,400	2.18
松井証券株式会社	109,400	1.79
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	89,200	1.45
カブドットコム証券株式会社	79,100	1.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	74,500	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澤 昭人	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤 昭人	○	――	公認会計士及び税理士としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図るための有用な助言や提言をいただけるものと期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人と必要に応じて面談を行い、監査法人より主として財務状況、会計上及び内部統制上の問題点・留意事項について説明を受けるとともに、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大山 弘樹	その他													
坂本 衛	その他													
紅林 優光	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大山 弘樹		――	システムに精通しており、あらゆる視点から各取締役の業務執行状況の監査を適切に遂行していただけるものと判断しております。
坂本 衛	○	――	主に経営者としての見地から意見を述べるなど、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
紅林 優光	○	――	公認会計士及び税理士としての豊富な経験・実績・見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
---	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

企業価値の向上のためのインセンティブとして取締役へストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役の事業に対する意識改革及び士気の向上、
従業員の経営参加意識の高揚のためにストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額を有価証券報告書、事業報告書に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特にありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役・取締役会

当社の取締役会は、社内取締役及び社外取締役計7名にて構成しており、取締役会規程に基づき、監査役出席の下、経営上の重要な意思決定事項につき、これを討議し決定しております。当社では原則として毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては上記の経営上の重要な意思決定事項に係る意思決定のほか、業績の状況、その他代表取締役及び各担当取締役からの業務上の報告を受け、各取締役の業務執行に係る監督機能を発揮するほか、情報の共有を図るとともに、監査役からは監査役監査の報告を受けております。

また、会計監査人たる監査法人からの内部統制上の指摘事項等について、これを受けた改善案等につき取締役会において検討し、業務改善のための指示を関連部署に対して発出するなど適切迅速にかかる指摘事項に対応しております。

2. 監査役・監査役会

現在、当社では3名の監査役がその任にあたっております。各監査役はコーポレート・ガバナンスの一翼を担う機関であるとの認識の下、監査役会を構成し、原則として全ての取締役会へ出席し、必要に応じて意見具申を行うなど、取締役の業務執行全般にわたって監査、監督を実施しております。

また、内部統制の確立状況に関しても、内部監査担当者より内部監査の実施状況につき定期的に報告を受け、期末の会計監査においては監査法人と協議の上監査を実施しております。今後も監査役制度につきましても、企業規模に応じた適正な体制を確立して所存です。

3. 内部監査

当社では内部統制の有効性及び実際の業務執行状況については、内部監査室による監査を実施しております。具体的には、内部監査室が監査を担当し、監査実施結果を代表取締役社長へ報告することとしております。

また、監査役監査、監査法人による監査および内部監査の三様監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については各監査役に報告しており、必要に応じて監査法人にも報告しております。

4. 弁護士

当社は顧問弁護士と顧問契約を締結しており、重要な契約、法的判断およびコンプライアンスに関する事項を相談し、助言・指導を受けております。

5. 監査法人

第18期事業年度における業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

アスカ監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 若尾典邦

指定社員業務執行社員 公認会計士 石渡裕一郎

会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士4名、その他4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役は現在3名で構成され、透明性確保の観点から独立性を確保した社外監査役であります。監査役はその専門的知識や経験から、当社の経営を監視、監査できる人材を選任しております。

各監査役は、法令、財務、会計、企業統治等に関して専門的な知見を有しており、経歴、知識等を生かして適法性の監査に留まらず、外部者の立場から経営全般について大局的な観点で助言を行っております。

常勤監査役(1名)は、社内に精通し、経営に対する理解が深く、適法性監査に加え重要な会議に参加し、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価を行う等、的確な分析に基づく発言をすることで、経営監視の実効性を高めております。

非常勤監査役(2名)は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会に参加することにより、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めることにより、経営監視の実効性を高めております。

監査役、会計監査人および内部監査部門は、必要の都度お互いに意見交換・情報交換を実施し、監査の効率性・有効性を高めております。

以上により、経営監視機能を十分発揮することができると判断し、現体制をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知を従来よりも見やすく大きいサイズで作成実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに説明会を実施する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	EDINET開示資料、決算説明会に用いた資料、決算短信、プレスリリース等を自社のホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスの一環として行動規範を制定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	東京証券取引所のホームページ内TDnetにおいて適時情報開示を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持し更に高めていくため、法令はもとより、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定した。この憲章を実効あらしめるため、経営トップ自ら問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに係る不断の改善への取り組みを実施するよう努めるものとする。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については文書管理規程等に基づき保存・管理するものとする。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門において個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は、経営管理室が行うものとする。内部監査室は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を社長及び監査役に報告するものとする。
また、リスクが顕在化した場合には、経営管理室が中心となり、対応マニュアル等に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則毎月1回開催し、重要事項について意思決定を行う。その意思決定に基づき、必要に応じて常勤取締役と各部門長が具体的な業務遂行の打合せを行い、各部門長は、取締役会の意思決定を着実に遂行する体制とする。

5. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

経営管理室は、グループ会社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、定期的に経営管理状況の把握に努める。
また、内部監査室は、グループ各社において法令違反その他財務及びコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく社長及び監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、適切な人数及び能力を有する監査役の職務のための補助使用人を置く方針とする。補助使用人は、兼任も可能とするが、当該職務を遂行するにあたっては取締役からの指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。そのため取締役は、重要な会議開催の日程を、監査役に連絡し必要に応じて出席を依頼するものとする。

また、次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告するものとする。

- ・当社の業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上または財務上の諸問題
- ・その他当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役及び部門長から、上記のとおり、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には経営管理室、内部監査室に要請して、監査が効率的に行われる体制とする。

また、常勤監査役と非常勤監査役の3名は3ヶ月に1回以上監査役会を開催し、重要事項について協議するほか、必要に応じて会計監査人との面談をもち、特に財務上の問題点につき協議する。このような体制で、監査役監査がより実効的に行われることを確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

サイバーステップ憲章に規定しており、社内研修等を通じ全員に周知して参ります。

経営管理室を対応総括窓口として、関係行政機関、顧問弁護士との連携を図りながら、反社会的勢力に関する情報に留意し、事案に応じて関係部門との協議の上対応して参ります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

